

平成 25 年度第 4 回八戸市子ども・子育て会議議事録

【日時】

平成 26 年 3 月 19 日（水） 13:30～14:50

【場所】

八戸市庁 別館 8 階 研修室

【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：15 名）

前澤委員、坂本委員、関川委員、山西委員、椛沢委員、田頭委員、田中委員、
出貝委員、松井委員、阿部委員、小向委員、小笠原委員、荒谷委員、瀧澤委員、
岡本委員

(2) 事務局（6 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長、

【こども家庭課】

池田参事（家庭支援 G L 事務取扱）、工藤副参事（こども支援 G L）、上村主事、
吉田（和）主事

【会議次第】

1 開会

2 議事

(1) 八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果について

(2) 教育・保育提供区域の設定（案）について

(3) 平成 26 年度における八戸市子ども・子育て会議審議予定について

(4) その他

3 閉会

議事録

(開会 13 : 30)

○司会

只今から、第4回八戸市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日は所要のため、畠山様、長澤様の2名が欠席されております。17名中15名の出席でございますので、八戸市子ども・子育て会議条例第7条第2項の規定により会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。坂本会長ご挨拶の後、議事の進行をお願いします。

○会長（議長）

それでは、今日が第4回目の会議になりますが、会議に先立ちましてご挨拶申し上げたいと思います。各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。年度末ということでございまして、議会におきましても明日が最終日という状況でございます。委員の先生方からは、会うたびに「4回目はいつやるの」と私の方に言われておりました。早いうち審議をしましよというということで、私も考えは皆さんと同じ状態ですが、ある程度、国の審議の状況を見てから、色々と情報が出た段階で会議を持ちたいということで今日に至ったということでございます。

税と社会保障の一体改革の中で、福祉関係はプログラム法案が通って、そういう社会保障の一体の中で、厚生労働省は子ども・子育て支援策というものを上位の政策に位置付けております。従いまして国はそういうふうなのをやりますよ、という姿勢でございます。それに向けて去年、八戸市も八戸版の子ども・子育てのプランを作っていきたいと思いますということで、17名の皆さんで組織した状況でございます。そういう意味で、今日は色々と提案が出てきておりますので、それをご審議いただいて、八戸市民にとっての子育て支援政策ですね、これをきちっとしたものを26年度に決めていくという、今後のスケジュールがここに出て参ります。そういうことで、ご審議のほどをご協力いただきたいと思います。それでは、ご挨拶が終わりましたので、この後、審議を進めて参りたいと思います。

○会長（議長）

それでは皆様のご協力をいただきまして、円滑に議事を進めて参りたいと思います。よろしく申し上げます。

早速ですが、次第に基づきまして本日の議事に入ります。始めに議事の(1)「八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

事務局の吉田です。よろしく申し上げます。私からは、15分から20分くらいご報告をさせていただきますと思いますが、失礼して着席のままご報告いたします。資料1八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書(案)をご用意ください。

前回の会議で、皆様に審議していただきニーズ調査票が完成しましたが、そちらを用いて調査を行った結果をまとめたものでございます。全体で 150 ページを超え、大変ボリュームのある内容ですので、ポイントを絞ってご説明したいと思います。説明の関係上、資料を行ったり来たりすることがございますがご了承いただければと思います。

なお、こちらの報告書は、調査で回答された単純集計の結果に基づき作成されたものです。複数選択を可能としている設問も多くあることから、利用希望が大きく出てしまう部分もあるため、今後の事業展開を行うにあたっては、現状を踏まえた上で、判断材料の1つとして使用して参りたいと考えています。

では、さっそくですが3ページ「第1章 調査実施の概要」です。「1 調査の目的」、今回の調査は、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、八戸市子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な情報を得るため、子育て家庭のニーズ、市の現状等を把握することを目的とし実施しました。

「2 調査の設計」調査票は就学前児童保護者用、小学校児童保護者用の2種類を作成しました。

続いて、4ページ「3 調査の実施方法と配布・回収状況」です。調査は、25年11月1日から16日の約2週間かけて行い、対象者は住民基本台帳の中から一定条件のもとで無作為に抽出し、郵送により配布・回収しております。「(2) 調査の配布・回収状況からみた調査信頼度」については、図表1.2をご覧ください。就学前児童の保護者は、3,000人中1,329人から回収、回収率は44.3%でした。小学校児童の保護者は2,000人中883人より回収し、回収率は44.2%で、全体としては44.2%の回収率でした。回答に対しては有効かどうか信頼度が求められますが、「図表1.3 調査の信頼度」に記載しているように、必要とされるサンプル数を全ての年齢区分において上回っているため、今回の回収数は傾向を把握するには十分な数であるということが出来ます。

では、ここからは調査結果の内容に触れていきたいと思えます。15ページからの「第2章 子育て家庭を取り巻く環境」では、特に特徴がみられる「母親」の就労状況についてみていきます。20ページをご覧ください。

就労状況の現状結果が示されています。上段枠内より、就学前児童の母は6割以上、小学校児童の母では7割以上の方が就労しております。その就労形態は、棒グラフから分かりますように、どちらの児童の母でも、フルタイム就労が、パート・アルバイトで就労している方より若干、5%ほど多い結果となりました。21ページをご覧ください。1週間当たりでは5日、1日当たりでは8-9時間の勤務をしている方が多いことがわかります。続いて22ページをご覧ください。現在パートタイムで働いている人の内、フルタイムへの転換希望がどのくらいあるのかについての結果ですが、就学前児童、小学校児童の母親どちらにおいても40%近くの方がフルタイムへの転換を希望しています。このことから、ニーズ増加の可能性があることが分かります。一方、このままパートタイムを希望している方も約半数いることが、棒グラフより見てとれます。

続いて、現在就労していない母親の今後の就労希望ですが、22ページ下の枠内より、就学前児童、小学校児童の母親いずれにおいても6割を超える方に就労希望があります。23ページ下の棒グラフより、その就労形態としては、約8割の方がパートタイム・アルバイトを希望と答え、24ページ下グラフより1日当たりの希望就労時間も4-5時間と短いも

のとなっております。このことから、就労していない母親の希望する勤務形態としては、パートタイムやアルバイトが多い傾向にあると言えます。

続きまして、33 ページ「第3章 子育て支援サービスの現状と今後の利用希望」を記載しております。こちらの章は、今回のニーズ調査の中核となる部分です。

まず、「1 平日の定期的な教育・保育事業の現状と今後の利用希望」についてです。左下棒グラフをご覧ください。こちらが定期的な教育・保育事業として調査票に選択肢として掲載していた事業です。現在、70.4%の方がこれらのうちいずれかの事業を利用している状況です。利用中の事業としては、「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」の順に多く、今後利用を希望する事業、隣の棒グラフですが、こちらについても同様の順に希望が多くありました。37 ページから 52 ページにかけては、各事業についてより詳細な結果、利用している理由や希望日数などを掲載しておりますが、こちらについても特徴がある部分を抜粋していきたいと思えます。

33 ページを開いていただきまして、これらの事業のうち、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」、「認定こども園」、「その他認可外の保育施設」の5つ全てに共通してみられた回答が、終了時間の延長希望でした。一例として差が大きかった「幼稚園」のグラフを見てみたいと思えます。39 ページをご覧ください。左側のグラフが終了時間の現状、右側のグラフが希望終了時間ですが、14 時台の希望が大きく減少しているのに比べ、17 時台以降の希望が増加しています。他の4つの事業についても同様の傾向が見られ、現在の利用終了時間を超えて、時間延長を希望しているということがわかりました。

続いて 53 ページをご覧ください。「定期的な教育・保育の利用理由と未利用の理由」についてです。利用している理由としては、中段の棒グラフ「子育てをしている方が現在就労している」「子どもの教育や発達のため」がほとんどでした。逆に、利用しない理由としては、下棒グラフより「子どもがまだ小さいため」、「利用する必要がない」という順に多く、未利用者のうち、約 40%弱の方が事業の利用の必要性がないと感じているということがわかりました。

続いて、54 ページをご覧ください。「(9) 休日の教育・保育事業の利用意向」についてです。54~56 ページにかけての円グラフより、土曜日、長期休暇の利用希望は、日曜・祝日の利用希望に比べて高く、利用したいと希望した方が 50 パーセントを超えております。このことから、土曜日、長期休暇の利用は多くのニーズがあることがわかる結果となっております。

続いて、「病児・病後児保育事業の潜在ニーズ」についてです。62 ページをご覧ください。子どもの病気や怪我で、通常の教育・保育事業が利用できず、父親・母親が休んでみた方の病児・病後児保育施設の利用意向を見ると、円グラフより、就学前児童では 64.1%、63 ページの円グラフより小学校児童においては 81.8%が、利用したいと思わないという結果でした。その理由としては、下の棒グラフより「親が仕事を休んでみる」、「他人にみてもらうのは不安」というものが主なものでした。しかし、その中でも就学前児童において、こちらは 62 ページの円グラフになりますが、33.8%の約3人に1人は「できれば利用したい」と答えており、一定の利用希望があることがわかりました。

続いて 79 ページ「放課後の過ごし方」についてです。棒グラフより就学前児童が就学した場合の希望では、「自宅」が最も多く、次いで「放課後児童クラブ」、「部活・習い事」の

順に多くなっています。小学校児童の希望では、「自宅」、「部活・習い事」、3番目に「放課後児童クラブ」の順に多くなっており、2位と3位が入れ替わっている点が特徴といえます。

ここで放課後児童クラブに着目して見ていきたいと思います。81ページをご覧ください。一番下のグラフ、左側は就学前児童が小学校低学年時になった場合の希望です。右側は高学年時になった場合の希望ですが、高学年時より、低学年時で「利用日数5日」を希望している人の割合が倍以上になっております。また、88ページをご覧ください。「土曜、日曜・祝日、夏休みなどの長期休暇期間中の放課後児童クラブ利用について」ですが、こちらについても同様の傾向が見られ、88ページ左下円グラフと、89ページの左下の円グラフからも見てとれるように「利用したい」場合は、「低学年の間」と答えている方の割合が多くなっております。このことから、放課後児童クラブでは、高学年時より低学年時での利用希望が高くなっている、ということが言えます。以上で、第3章を終わります。

続きまして105ページ「第4章 育児休業制度の利用状況」についてです。棒グラフより、母親は、31.5%の方が育児休業を取得してございました。一方、父親は、取得した人の割合が1.1%と非常に低くなっております。やはり男性の取得は極めて少ない結果となりました。106ページをご覧ください。「利用しない理由」として「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が共通して上位の理由として挙げられております。

続いて115ページ「第5章 調査結果からみた各地区の特性等」についてです。ここで、資料の訂正をお願いします。「1地区特性の分析について」上から3行目、行政地区（22地区）と記載しておりますが、正しくは（21地区）です。大変失礼いたしました。

こちらの章については、5つの項目における平均値を出し、地区ごとに比較し記述しているものです。134ページ以降が地区比較に用いた集計表です。こちらの章について、詳しい説明は省略させていただきます。

続いて149ページをご覧ください。最後の第6章ですが、こちらは自由記述を内容ごとに分類したものと、意見を一部抜粋し、掲載したものでございます。こちらの自由記述からは、151ページですけれども、子育て関連情報を欲していること、また、仕事が休みの休日に、交流を求めている印象を特に感じました。

以上で報告書（案）の内容に関するご説明は終わります。なお、報告書の今後の修正については、会長一任ということをお願いしたいと考えております。完成版の報告書につきましては、改めて皆様へ送付いたします。今後は、国が示した手引きを基にクロス集計等をし、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の需要量を算出し、八戸市の子ども・子育て支援事業計画へ反映させていくこととしております。大変駆け足になってしまいましたが、以上で、私からのご説明を終わります。

○会長（議長）

はい。ご苦労様でございました。それでは、資料も前もって送付させていただいておりますので、ただ今の説明を受けて、委員の皆さん、何かご質問等ございますでしょうか。色々な傾向が出てきたようでございます。説明に対してご質問はございませんか。

では、無いようでございますので、只今のご説明を了解し、この後の取り扱いについて

は会長一任ということでもよろしくお願い申し上げます。

○会長（議長）

それでは、続きまして事務局から（２）「教育・保育提供区域の設定（案）について」説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料２「教育・保育提供区域の設定（案）について」説明させていただきます。まず「１提供区域を設定する理由」でございますけれども、市町村が、平成２６年度末までに策定することとされている市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに以下の内容を定めることとされています。また、提供区域ごとの必要利用定員総数いわゆる「量の見込み」と言われますが、これを平成２６年３月までに県に報告する予定となっています。事業計画に定める内容といたしまして、「提供区域設定の内容、状況等」、「各年度における教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業について、児童の認定区分毎の必要利用定員総数」、「実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」を定めることとされています。その事業計画のイメージが表として記載されてございます。

まず１年目でございます。３号認定こどもについて、①必要利用定員総数が２００人に対して、確保の内容のうち、教育・保育施設が８０人、地域型保育事業について受入れが２０人、合わせて１００人、量の見込みが２００人に対して１００人の受け入れですから、１００人分の受け入れ体制が不足しているという表になっております。これを事業計画の計画期間である５年目まで策定いたしまして、その５年のうちで不足している部分をゼロにもっていく、という計画を立てていくということであります。

ちなみに本日の会議において、これからご提示する提供区域の案につきましては、３月に県に報告する暫定版になります。今後、幼稚園及び保育園において、新制度における幼保連携型認定こども園に移行を考えている施設も多々出てくると思われましますので、意向に基づきまして、改めて提供区域の設定を再度見直す必要があると考えております。これについて、県のこどもみらい課に相談したところ、最終的な提供区域の設定につきましては９月までに最終的に決めて欲しいと回答を得ておりますので、新年度に入りまして、６月の意向調査に基づきまして再度提供区域の設定の最終決定のためのご審議をして頂きたいと考えております。

次に「２教育・保育提供区域とは」になります。こちらは、子ども・子育て支援法第６１条第２項及び基本指針の概ねの案に基づいて、提供区域が定められております。それらを転記したものでございますので、こちらは省略させていただきます。

「３提供区域の運用に当たっての留意事項」でございます。提供区域内は、教育・保育事業における利用者数（需要）に応じた施設の受け入れ人数（供給）について、児童の認定区分に対応した教育・保育事業の受け入れ人数を確保することとされています。こちらについては提供区域内において、需要と供給のバランスをみるためのものとなっております。具体的には次のページで説明いたします。次に、教育・保育事業の利用者についてですが、こちらは、提供区域の設定後についても区域内・外にとらわれず、希望する施設に

入所することが可能となっております。続きまして、次のページをお開きください。

提供区域についての考え方ということでお示しております。まず、案の提供区域としてA区域からD区域の4つの提供区域があった場合に、A区域における児童の施設の利用パターンとすれば以下の3パターンとなります。①とすればA区域に居住する児童が、A区域内の施設を利用する場合。②といたしましてA区域に居住する児童が、他の地域、B・C・Dの区域を利用する場合。これは細い矢印で表したものです。③といたしまして、他の区域に居住する児童が、A区域内の施設を利用する場合。こちらは太い矢印で表しております。A区域内における施設の必要利用定員総数というのは、①と③の子どもの数を足した数となります。子ども・子育て支援事業計画では、A区域において、①+③により算定した利用児童数と、A区域内における施設の受入れ人数を比較しまして、受け入れ人数が利用児童数より少ない場合については、5年間の計画期間の中で、受け入れ人数を確保する計画を策定することとなっております。

こういった児童の利用状況と施設の受け入れ体制の状況を視覚的に表したものが次のページのグラフになります。3ページをご覧ください。まず、施設における居住児童率と居住区域内施設利用率による分析手法となります。グラフについて説明いたします。横軸(X軸)ですが、施設における居住児童率。こちらは、ある区域の中において施設の受入れが、例えば100人の子どもを受け入れることができるとすれば、その中で同じ区域、地元の子どもの何人受け入れることができるかというグラフになります。縦軸(Y軸)は居住区域内施設利用率。こちらは、区域において地元の施設を利用している子どもがどの位いるのか、その程度を表すグラフになります。例えば、100人の児童に対して受入れ最大数が50人の場合、施設に50人入所しても、50人があふれてしまう、その結果として、他の地区を利用してしまふこととなります。この場合はCの領域になり供給不足ということが判断されます。逆に、100人の子どもに対して受入れ最大数が150人の場合、Bの領域になりまして、地元の子ども100人の外に他区域の子どもも受け入れることができるという状態になり供給過多の状態になります。提供区域の設定につきましては、下の分析手法の表にありますように、A領域に収まっている場合は区域内における需要と供給のバランスが比較的取れているのではないかとということで、提供区域として、最も望ましい形であると判断することができると思われます。それでは4ページをお開きください。

こちらからは具体的な提供区域の設定に入っていきますが、まず「4-1提供区域の分析」です。(1)施設分類ごとの分析になります。当市において、現時点における区割りに基づき提供区域を設定する場合は、「市全域」、「行政区域」、「中学校区」、「小学校区」の4パターンが想定されます。これらについて、施設の分類別に分析をした結果が次の表になります。

まず幼稚園でございます。こちらは1号認定こども、3歳以上で教育のみを必要とする子どもを受け入れている施設として幼稚園をあげています。こちらは認定こども園を除きまして19園市内に設置しております。その設置状況ですが、まず、「行政区域」を提供区域とした場合には、18区域に対して9の区域に設置されていることになりまして、設置率50%の状況です。他の学区につきましても設置率はいずれも低い状態となっております。幼稚園が設置されていない区域につきましても、区域内における需給のバランスを判断することができないことと、園で市内各地から児童の送迎を行っておりますので、提供区域

を設定する必要性をあまり感じないということになります。結論といたしまして、幼稚園に関しましては、市全域を提供区域に設定することとしたいと考えております。なお、今後幼保連携型認定こども園に移行する園が多く出た場合につきましては、受け入れ人数の確保の方策と合わせまして提供区域の見直しが必要になると考えております。

保育所、認可外保育施設、認定こども園についてですが、①市全域とした場合について、保育所の入所待ちの児童は地域により格差があります。根城、下長地区が多い状態になっておりますので、市全域では、利用実態と乖離してしまいます。さらに、受け入れ児童の確保のために施設整備を行う場合については、施設の地区について配慮が必要になりますので市全域より小さい区域の設定をする必要があるのではないかと考えております。結論として、市全域の場合は、提供区域として不相当と判断されます。②小学校区とした場合についてですが、面積が狭すぎるということで、特に保育所の利用実態とかけ離れているのではないかと、他の区割りに比べまして、人口統計データがなく、今後の人口動態を把握しにくい状況となります。いずれの施設も設置されていない学区が10学区でできますので、それらについて今後の事業確保が困難となります。よって小学校区についても、提供区域としては不相当と判断されます。5ページをご覧ください。

以上によりまして、行政区域、中学校区について、更に4つの視点から検討したいと考えております。

まず、行政区域ですが、4つの視点から検討しますと、「教育・保育の利用状況」「就学前児童数」、「教育・保育施設の整備状況」最後に「利便性」で比較したところ、教育・保育の利用状況につきましては、下のグラフのとおり、いずれの区域でも居住区域の利用が全体の76%を超えているということで、利用状況について優劣がつけられない状況にあります。就学前児童数につきましては、各区域の人口で幅が大きいということになっておりますけれども、人口統計データ及び町内会ごとの統計となっておりますので、今後の人口動態調査が行いやすい状態です。中学校区域につきましては、統計データがなく町内会単位での人口を集計するしかなく、人口動態が把握しにくい状況になります。教育・保育の施設の整備状況ですけれども、根城地区・白銀地区を除きまして、ほぼ平均的に配置されている状況です。ただ、豊崎地区には施設がないために、他の地区との統合が必要になると考えております。中学校区においては、南郷区内の施設が一か所のみとなっておりますけれども、2つの中学校区がありますので、今後の施設整備が困難。豊崎中学校区については、豊崎地区と同様となっております。利便性についてですけれども、徒歩での移動は困難であると思われませんが、未就学児童が対象となっておりますことから、保護者の車による送迎を考えれば、さほど困難になるとは想定されないということで、○が記載されております。

以上のことから、行政区域を基本としつつ、児童数の現状や施設の利用実態などを考慮いたしまして、独自の区域設定を行っていく必要があるものと考えております。次のページをお開き願います。

「4-2本市における提供区域(案)」でございます。前ページの分析結果を踏まえまして、本市における提供区域は、行政区域を基本としつつ、就学前児童数の状況や施設の利用実態を踏まえ、行政区域を組み合わせました10の区域の行政区域ブロックに設定したいと考えております。こちらの基本的な考え方でございますけれども、先ほどご説明した八

戸市子ども・子育て支援ニーズ調査結果に基づいて、利用実態を見ながら設定をするというものでございます。考え方といたしまして、豊崎地区でございますが、保育所等の施設が設置されていないということ。また、豊崎地区でこれらの施設を利用している全員が上長地区の施設を利用していると回答しているということです。大館地区の居住児童につきましては、白銀地区内の施設の利用者が多いということで、白銀地区と統合しております。白銀地区の居住児童につきましては、湊地区内の施設の利用者が多いということで湊地区と統合しております。柏崎地区、吹上地区、小中野地区については相互利用が多いという結果が出ておりますので統合しております。是川地区につきましては、他の地区からの流入分は少ないものの、地区内の施設数が3園と多く、利用ニーズに十分対応できているということで、単独地区としたいと考えております。南郷区につきましては、26年度に向けて、島守保育所が市野沢保育所に統合される、その島守保育所の入所者の動向を見ますと、是川地区利用者が1人、残りの子どもは市野沢保育所に入所が決定しておりますので、南郷区単独としたいと考えております。次のページをご覧ください。

行政区域ブロックの分析結果となります。是川地区を除きまして、すべてのブロックについて、先ほどの説明したAの領域に含まれております。是川地区につきましては、若干供給過多の状態になっておりますけれども、こちらを修正する場合につきましては、南郷区又は白銀・大館・湊を合わせたEブロックとの統合が必要となりますので距離的に遠すぎるということで、やむを得ず単独地区にいたしております。4-2に掲げました行政区域ブロックにつきまして、4-1と同様の項目による分析を行った場合については、区域内における事業完結率、需要に対する供給の量の割合が非常に高いという結果となっており、他の4パターンと比べまして、本計画における提供区域として、適切であると考えております。ただし、1区域あたりの面積が広がることに伴い、子どもや保護者にとっての利便性が低下することが想定されます。そのため、施設配置等の検討にあたっては、今後配慮を行うことが求められます。また、行政区域を統合した区域があることから、施設設置者への周知徹底が求められます。次のページをお開きください。

先ほどと同じように4つの項目について分析をした結果を記載してございます。教育・保育の利用状況から整備状況まで、こちらは、いずれもバランスが取れている状態となっております。ただし、利便性については1区域あたりの面積が広がるため△となっております。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業における提供区域の設定案についてご説明いたします。別紙のA4横版、9ページの資料をご覧くださいと思います。子ども・子育て支援法において法定化されました13の地域子ども・子育て支援事業における提供区域設定の考え方の案でございます。こちらにつきましては、中央「区域」の部分になりますが、ここで「なし」と記載されているものについては、現在、八戸市で実施していない事業となります。それ以外の事業につきましては、市全域ということの基本としておりますが、9延長保育事業につきましては、保育所における通常の保育時間を超えて保育所を利用する事業となりますので、延長保育を実施している保育所と同様の区域としたいと考えております。11番の放課後児童クラブでございます。こちらにつきましては、児童福祉法により利用者が小学生に限定されています。今現在、小学校低学年となっておりますが、改正によって小学校全学年の児童が利用可能になりますが、いずれにしましても小学校で

あるということ、放課後児童クラブを利用する児童の安全性などを考慮し、小学校の近隣への設置が基本になってくるものと考えておりますので、小学校区を提供区域として考えております。なお、この事業につきまして量の見込みを算定する場合は、過去5年間の学区の人口・出生率の推移が必要となっておりますが、小学校区の人口統計データは無いということで、市全体のデータを按分して、量の見込みを算出することとしたいと考えております。

次のページからは、提供区域を設定した場合の施設の整備状況及び人口その他のグラフの資料となっておりますので、後程ご覧いただければと思います。以上で教育・保育提供区域の設定案についての説明を終わります。

○会長（議長）

はい。ありがとうございました。ただ今説明をいただきましたが、委員の皆さんからご質問ご意見等いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○委員

1ページの1番に（イメージ）ということで表がございますけれども、1年目の3号のところ②－①が100という数字が出ております。この100という数字は、このニーズ調査を行った結果、今後見込まれるいわゆる待機児童を予想しての数と受け止めればよろしいのでしょうか。

○事務局

お答えします。この①の量の見込みの児童につきましては、今後の提供区域ごとに事業計画を策定して参りますけれども、ニーズ調査の結果に基づきまして、その出生率とか区域の人口等をデータとして含めました上で、この区域におけるその児童の需要総数を出しておりますので、待機児童というわけではございません。

○委員

この100人は、施設で収容するには100人分が不足という数字でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。そうです。①は需要を表しまして、②は施設の定員数合計数ということになりますので、受け入れが100人分不足していますよと、そういう意味になります。

○委員

1年目というのは、平成27年度のことを想定されて1年目という解釈でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。事業計画案が5年計画となっておりますので、こちらは27年度からの5年計画となりますので、1年目というのは27年度を想定しておるということになります。

○委員

はい、ありがとうございました。

○会長（議長）

他にございませんか。

○委員

八戸市内の地区がブロックごとに分かれて表示されておりますが、認定こども園にしろ、幼稚園にしろ、他の地区ですね、例えば階上地区などから入って来るとも実際にはあるかと思いますが、その辺との関わりはどのように考えていったらよろしいでしょうか。

○事務局

はい。そういった広域入所につきましては、1ページの事業計画の中で、①の量の見込みでございますけれども、こちらは例えば3号の200人の下に、各自治体から入所してくるお子さん分の人数を記載するという記載方法になっております。その分を含めまして施設の受け入れ態勢を確保するという計画になります。

○会長（議長）

そこはちゃんと記載になるのね。

○事務局

はい。こちらは当然、他の自治体からの八戸市内への入所者の数を含めての受け入れ態勢の確保という形になります。

○委員

そうしますと3号だけではなくて、1号2号3号すべてに関してそういった方が見込まれると思いますが、例えば1号のところは300人になっていますが、300人の下に更に括弧付けか何かで、他地区からの入園が見込まれるという、そういう記述はされるということですね。

○事務局

そうです。今資料で提示しているのはイメージになっていますが、当然1号2号3号の方すべてについて、①の需要のところには他自治体からの利用者の確保と記載される形になります。

○会長（議長）

よろしいですか。

○委員

すみません。これはあくまでもイメージということで。

○事務局

はい、イメージということです。

○委員

数は変わってくるということでしょうか。

○事務局

当然、これから量の見込みは算定されるわけですが、それに基づいてこの事業計画を作るという形なので、あくまでもイメージということで捉えていただければと思います。1年目2年目で80人に及ぶ定員の確保というのは、果たして可能なかどうかという問題もありますので、まずイメージということで受け取っていただければありがたいと思います。

○委員

今おっしゃっていただいたので、そうかなと思ったのですが、まとめとして。1年目の3号が80名、それから2年目の3号の②番の方が150名という数字になっているということは、それだけ供給者がいっぱい出た、ということ想定してらっしゃるのですかね。新たに増やすとかそういう話しではなくて。

○事務局

こちらはですね、80名から150名の70名分の受け入れ態勢が揃ったということですので、こちらはもちろん施設を新設及び既存施設の定員増というのも含めまして確保ができたというイメージです。

○委員

はい、分かりました。

○会長（議長）

他にございませんか。

○委員

よろしいでしょうか。2ページなのですが、一番下の段の「子ども・子育て支援事業計画では」という部分ですが、「A区域において、①+③により算定した利用児童数」とこのような記述がございますが、この①+③というのは具体的にはどのような方法で出されるものなのでしょうか。

○事務局

こちらは調査の結果に基づきまして、調査の項目の中で今自分の居住している地区を記載する欄がございます。その後の問14あたりだったと思いますが「どの施設を利用していますか」というのを記載する項目がありまして、そこに実際に、例えば幼稚園ならばどの

幼稚園を利用しているのか、どの地区の幼稚園を利用しているのかという、調査の結果が記載する部分がありますので、それらを組み合わせて、ABCに住んでいる子どもが、どの地区の施設を利用しているのかを判断することができます。

○委員

いいですか、すみません。資料の1ページの3の真ん中のところですけども、希望施設に入所することができるというのは、今現在も選択の権利を持っていますので、それは新しく行政区を設定しましたけれども、この権利は守られる、利用者は守られるということでしょうか。

○事務局

はい、提供区域についてはあくまでも行政なりが需給のバランスを見るために設定するものであって、それによって施設利用者の利用希望の選択が規制なり制限を受けることは一切ないということになっています。これが影響してくるものにつきましてはですね、例えば需給バランスのとれている地区への新規事業者の参入のときに、バランスが乱れるので遠慮してくださいとか、バランスが乱れるような定員増の施設はちょっと遠慮してくださいというような場合については影響がありますが、利用者については全く影響がございません。

○委員

はい。

○会長（議長）

よろしいですか。他にございませんか。

○委員

はい。1番ですけど、1年目2年目とありますが、これは毎年このように出てくるのですか。

○事務局

はい、こちらはまず5年間の確保の方策をこのような形で作っていくものということになっております。ですから、26年度末までにこの計画を策定する際に、この会議で審議していただくということになりますけれども、それ以降につきましては毎年度、実際に過去がどこまでできたのか、実際にどのくらいの利用者があったのかということについて、この会議に報告するというようになっております。

ちなみに付け加えますと、①の量の見込みにつきましては、あくまで見込みということなので、実際の利用者数と乖離する場合があります。これは、教育・保育施設を利用する場合には市町村からその利用の認定証の交付がなされますが、実際に認定証が交付された実利用人数と見込み人数で乖離する場合については、当然この事業計画については3年目に入る前に見直しをかけるということが規定されております。

○委員

続きまして、そうすれば1年目に設定した数字で乖離がみられた場合、2年目に設定した数字は有効にはならないということですか。

○事務局

いいえ、1年目から極端な乖離がみられる場合の対応については、まだ県とも協議もしていない状況ですので不明な状況になっています。これは国から出されているものについては、乖離の状況を見て2年目で見直し、3年目以降見直しという形になっています。

○委員

おそらく今、各園が意向調査をすると思いますが、市で設定された1年目の数字より大きく数字が出てきた場合、あるいはこれから先の5年間の間である数字と1年目に出た数字がプラスしたら一緒になる場合は、1年目に数字を全部目標達成するということになる訳ですか。

○事務局

その状況を見ないと答えに困るところですが、そういう場合も想定されるのは確かだと思います。

○委員

ありがとうございました。

○会長（議長）

他にございませんか。

○委員

はい。4ページの4-2提供区域の分析というところで幼稚園には1号認定の子どもが入園するというご説明をいただいたのですが、実際には認定を受けると2号には相当するけれども、実際にはその認定の権利を保持せずに、幼稚園に入園するという方もかなりおられるのかなという思いはございます。といいますのは今、幼稚園に通っている保護者の状況を見ますと、お仕事を持っている方も結構いらっしゃいますので、そういったときの数の見込みの正確さというのでしょうか、そういったところはどのようにご判断されているのでしょうか。

○委員

今日の、1号認定以外の部分の場合、本来であれば保育所に、8時間・11時間入るところを、幼稚園の方の1号2号に入りますというのは、他の時間帯は権利を放棄したということになるので、これは多分数の中には入らないのだと思います。参考とする数の中には。

○会長（議長）

どうですか。

○委員

もしかしたら、別紙の9番にある延長保育事業の中に幼稚園の預かり保育も参入するかたちになるという一文がありますが。

○事務局

幼稚園の預かり事業については延長保育の中には含まれない。

○委員

含まれないことなのですか。

○事務局

前に一時預かり事業というのがございますので、そちらの方に書いてあります。

○委員

ただ、給付対象園と私学助成園との違い。私学助成園であれば、預かり保育の助成を受けられるのですが、給付を受ける幼稚園になった場合には、恐らくこの延長に入るのかなと思っていたものですから。その辺の確認はどのようになっているのでしょうか。

○事務局

すみません。そこはまだ確認していないところですので、確認して後日回答したいと思います。

○会長（議長）

その他にはどうですか。

○委員

すみません。ちょっと今の話と違うのですが、先ほどの話で、これは。

○会長（議長）

ちょっと待ってください。

○事務局

はい、今すぐには回答を出せないということで、後日回答いたします。すみません。

○委員

すみません。今の話に少し関わることなのですが、4ページで表現しております幼稚園というのは、私学助成を受ける今まで通りの幼稚園と給付を受ける幼稚園とその2つのこ

とを意味するというところでよろしいでしょうか。

○事務局

はい、こちらで想定している幼稚園というのは両方の幼稚園を想定しております。ただ、私学助成を受ける幼稚園についてはこの新制度には乗っからないということで判断しますので、ここはどのくらいの園がこちらに含まれるのかにつきましては、その意向調査を行った後の結果をもちまして判断したいと思っております。

○委員

その市が把握します子どものニーズですね、その部分に私学助成を受ける幼稚園に入園する子どもも市で把握なさる中にも入っていると思いますので、その辺との関わりはどのようになるのでしょうかという思いがありますけれども。

○事務局

今まで通りの現行の私学助成を受ける幼稚園については、繰り返しになりますけれども、新制度とは一線を画す幼稚園という扱いになってくるのだらうと考えますので、市の管轄する幼稚園ということであれば、新制度に乗った幼稚園に限定されるのではないかと考えます。

○委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○会長（議長）

他にございませんか。では、無いようでありますので、ただ今説明がありました「教育・保育提供区域の設定（案）について」は、その説明の案の通り決定したいと思います。よろしゅうございますか。

○委員

はい。

○会長（議長）

はい。では、そのように決定いたしました。

○会長（議長）

続きまして、事務局から（3）「平成 26 年度における八戸市子ども・子育て会議審議予定について」説明をお願いします。

○事務局

それでは、平成 26 年度八戸市子ども・子育て会議審議予定についてご説明させていただきます。

まず、1の「開催予定」でございますけれども、26年度におきましては計6回の開催を予定しております。1回目は5月ということで、条例・規則案についてご審議いただきたいと思っております。こちらに記載している項目につきまして、具体的な内容は2番以降の項目に記載してございます。

条例・規則案につきましては2 1) 制定する条例等を記載しております。こちらは、可能な限り6月議会で条例を策定という国のスケジュールが出されておりますので、そこを目指して、5月の第1回会議で条例・規則案をご審議いただきたいと考えております。第2回目は7月ということで、事業計画に定める量の見込み・確保方策・実施時期について9月までに県に報告することになっておりますので、7月と8月にかけて方策等についてご審議いただきたいと考えております。さらに6月までには、国から公定価格・利用者負担の骨格が提示される予定になっておりますので、その内容についてご報告申し上げたいと考えております。第3回目は8月ということで、次世代育成支援行動計画、25年度における実施状況についてご審議いただきたいと思っております。さらに第3回目から、子ども・子育て支援事業計画案について、第6回目まで継続という形で、ご審議いただきたいと思っております。第4回目の10月でございます。こちらは、利用者負担設定になります。国から提示された公定価格につきまして、現在の保育料の全面的な見直しという形になってきますので、見直した結果を27年度の当初予算に反映させるために、10月までには利用者負担を設定したいと考えております。5回目6回目につきましては、26年度の下半期から小規模保育事業の認可が市町村の認可になりますので、その事務の一部が下半期から始まりますので、事業者の申請状況に応じて、この会議で審議して参りたいと考えております。あと説明が抜けました、次のページの資料の5番でございます。次世代育成支援行動計画の策定についてということでございます。こちら、次世代支援対策推進法につきましては、26年度までの10年間の時限立法になっております。ということで、市の次世代の行動計画においても、事業計画が26年度までとなっておりますが、現在、国では、法律の有効期限を10年間延長するための法律案を国会に提出しております。現時点では、市町村における行動計画の策定については任意ということになっておりますが、仮に27年度以降の次世代行動計画を策定する場合につきましては、この会議の中でご審議をお願いする形になると思っております。よろしくお願いたします。以上で、審議予定の説明を終わります。

○会長（議長）

ただ今、26年度における会議の審議予定を説明いただきました。何かご質問等はございますか。6回行いたいということでございます。日時まではまだですが、大体何月ということですか。国・県の動向に大きく関わって参りますので、このようなスケジュールでやっていきたいということの案でございます。よろしゅうございますか。

○委員

ごめんなさい。この日程ですけれども、4月から6月の間で意向についての意思表示をするということですが、10月から届け出の作業やら利用者の手続き作業と一緒に始まるということなのですが、いかがでしょうね。認可が来ないうちに募集という話しになるのではないということなのですが、それはそれでいいということでしょうか。

○事務局

その認可・認定の時期については、9月以降、9月から開始するというような形で出されておりますので、その申請状況に合わせてですね、4回目の10月会議などは日程についてまだ流動的なものがあるのかなとは考えています。ただ、9月から開始するというので、いきなり9月から申請がすぐ出てくるのかどうかということもありますので、この下半期の会議の日程につきましては検討させていただきたいと思います。

○委員

私立幼稚園は毎年9月くらいに園児募集が始まりますね。それと保育料の設定が各園で違います。もし、認定こども園になった場合、この辺の公定価格から保育料の設定までをどのような形にしていけばいいのか、すごく苦労していました。例えば一年限りは前もって以前のような保育料の設定を保護者に提示した上で、就園奨励費のように後でお返しするとか、そういうやり方になっていくのかどうかを詰めていかないとならないのかなと思います。ある程度、市で指針というか方向性の話し合いをしていく場が必要となってくるのかなと思いますが、どうでしょう。

○事務局

はい、この公定価格については、現在、国が検討中ということで具体的な内容がまだ示されておりませんので、今後どうするのか、市としてはどうするのかという方針が具体的には決められない状況になっているというのが実際です。ただ、今ご指摘のありました幼稚園との協議につきましては、当然それも含めた形でスケジュールの中には組んでいきたいなと思います。よろしくお願いします。

○委員

すみません、いいですか。入園の申し込みの時期ですけれども、認定こども園、保育所というのは今までの幼稚園と違っていましたが、これはどういう形になるのでしょうか。認定こども園も幼稚園も、もう早々と募集してもいいのかなという考えもあります。保育園、幼稚園、認定こども園、これらが同じような条件で募集がかけられればベストかなと思うのですが、何らかの理由でその差をつけられるとなると、なかなか難しいところがあります。

○事務局

はい、お答えします。こちらについても先ほど申し上げましたとおり、新年度に向けての入園の手続きの方は、まだまだこれから検討していかなければいけない事案だと思っております。幼稚園のことも併せまして、どうしていけばいいのかというのは、施設側や団体さん側の意向を踏まえまして検討していく必要があるのではないかなと考えます。というふうにしかな回答できない状況になっています。すみません。

○会長（議長）

今後のスケジュールについては、今は大雑把に出しておきましょう。市で全部決められ

る問題ではありませんから。

皆さんがご心配になっているのは全国で出てくる問題です。まず公定価格が6月末までに本当に出せるものなのかどうかということがあります。それと、行政から出してもらわないとやりにくい、やれないよということがあるでしょう。しかし、そこは県も国も分かっていると思います。そのために、混乱させないように、早目にですね、どのようにしていくのか、緩和措置があるのか、あるいはある程度は皆さんに周知する期間がありますからこれでやってくださいというのか。初めてのことでですからね。この審議会で出た意見は十分国の方に話しをして、影響が出ないようにした方がいいと思います。ご心配のようですから。そして、今度の第1回目のあたりにその辺の方向性をもう少し出して、事務局から報告できるように説明してくださればいいなと思います。大変重要な問題ですから。

○委員

すみません。あとひとつ、保護者への周知ですね。幼稚園だろが保育園だろがシステムが変わるところがある訳ですから、保護者への周知をどの時期にどういう形でするかというものをご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員

すみません、もうひとつだけ。例えば26年から28年まで幼稚園に入るお子さんが、途中で認定こども園になって保育料が変わった場合、そういうときの方策も考えて頂ければと思います。よろしくお願いします。

○会長（議長）

スケジュールについてはよろしゅうございますか。はい。無いようですので、今後のスケジュールについては今出されていることを基準にやっていきたいと思います。委員の皆様には1年、6回あります。あるいは追加で審議しなきゃいけないということが出てくる可能性もございますので、その時には出席の対応いただけますようよろしくお願いしますと思います。

○会長（議長）

それでは、(4)「その他」とあります。事務局からお願いします。

○事務局

その他でございますけれども、まず、新年度の会議の開催、第1回目が5月ということですが、開催時期は早めに決めまして、4月の早いうちに開催時期についてご通知したいと考えております。

2つめでございますけれども、子ども・子育て会議条例の中で、八戸市健康福祉審議会との連携・情報交換という規定がございますので、ちょうど明日、午後から健康福祉審議会が開催されますので、これまでの、今年度4回開催いたしました会議の審議内容について、健康福祉審議会の方へ報告したいと考えております。以上です。

○会長（議長）

元々健康福祉審議会にひとつの部会としてこの部会がありましたが、これが独立したということでございます。

今の報告をいただきました。皆さんから何かその他にございますか。

では無いようでございますので、これで本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（閉会 14：50）

以上